

統 雇 発 第 2 号

平成 28 年 3 月 18 日

各都道府県労政主管課長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部

雇用・賃金福祉統計課長

労働組合基礎調査におけるオンライン調査の利用促進
に資する取組事例の提供について

労使関係総合調査の実施に当たりましては、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、労使関係総合調査のうち、労働組合基礎調査については、都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、インターネットによるオンライン調査の更なる利用促進を図るため、今般、回答率が高い都道府県における取組事例を別紙のとおりまとめましたので、オンライン調査の利用促進にご活用いただくようお願いいたします。

なお、オンライン調査の利用については、これまで組合種類が 1（単位組織組合）又は 2（単位扱組合）に限られていましたが、平成 28 年調査よりすべての組合に利用を拡大する予定としていますので、併せてご案内いたします。

今後とも、労使関係総合調査の趣旨をご理解頂き、調査が円滑かつ適正に実施されるよう御配慮をお願いいたします。

労働組合基礎調査におけるオンライン調査の利用促進に資する 取組事例について

【取組事例 1】

- ・労働組合を訪問し調査票を配布する際に、オンライン調査に協力いただくよう個別に協力依頼を行っている。
- ・上部団体を訪問し調査への協力依頼を行う際に、オンラインでも回答できる旨の周知や、オンライン回答への協力についても、組織内の各種会議の場やホームページを活用するなどして、下部組合に対して呼びかけてもらっている。

【取組事例 2】

都道府県で独自に作成している協力依頼状（別添 1-1、1-2 参照）等に、オンライン調査の説明等を記載して組合に配布している。

【取組事例 3】

厚生労働省が作成しているオンライン利用ガイドとは別に、都道府県でオンライン調査についての概要（別添 2 参照）を別途作成して、組合に配布している。

各労働組合代表者 様

〇〇県〇〇部長

平成 27 年労使関係総合調査（労働組合基礎調査）のお願い（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の労働行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も厚生労働省から労働組合の組織の実態に関する統計資料作成のため、別添のとおり標記調査の依頼がありました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解いただき、別紙調査票に御記入のうえ、下記のとおり御提出いただきますようお願いいたします。

なお、単位組織組合、単位扱組合におかれましては、紙の調査票による回答方式とインターネットを利用したオンラインで回答する方式のいずれかを回答することが可能です。オンラインで回答される場合は紙の調査票への転記や郵送作業は不要です。是非ご利用ください。

記

1 提出期限

(1) 紙の調査票を提出される場合：平成 27 年〇月〇日 (〇)

(2) オンライン調査システムを利用される場合：平成 27 年〇月〇日 (〇) まで入力可能 (※紙の調査票への転記や郵送作業は不要)

2 提出先

〇〇県〇〇部 〇〇課（同封の返信用封筒をご利用ください。）

3 オンライン回答

(1) 単位組織組合（労働組合の種類 1）、単位扱組合（労働組合の種類 2）が対象となります。

(2) 同封の「平成 27 年度労働組合基礎調査のオンライン ID 等通知状」のログイン情報でログインしてください。事前の申し込み等は必要ありません。

(3) 詳しくは「オンライン調査システムのご案内」及び「労働組合基礎調査オンライン調査システム利用ガイド」を御参照ください。

(※ログイン画面のレイアウトが別添「労働組合基礎調査オンライン調査システム利用ガイド」から一部変更されていますが、操作内容に変更はありません。

4 その他

(略)

問合せ先：(略)

雇 第 ○ 号
平成 2 7 年 ○ 月 ○ 日

各 労 働 組 合 代 表 者 様

○ ○ 県 ○ ○ 部 長
(○ ○ 課)

平成 2 7 年 労 使 関 係 総 合 調 査 (労 働 組 合 基 礎 調 査) の
実 施 に つ い て (依 頼)

本県の労働行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働組合基礎調査につきましては、例年、貴組合をはじめ県内すべての労働組合の方に調査協力をいただいておりますが、本年も、厚生労働省からの委託により、別紙(裏面)のとおり調査実施することといたしました。

つきましては、御多用中とは存じますが、本調査について御理解いただき、同封しております「調査票」用紙にご記入のうえ、○月○日までに御回答いただきますようお願いいたします。

なお、労働組合の種類が 1 (単位組織組合) 及び種類が 2 (単一組織組合のうち単位扱組合) の組合の方は、パソコンを利用してインターネットから直接入力してご回答いただくこともできるようになっております。このインターネットを利用してご回答いただく場合には、同封しました「調査票」用紙への記入や「調査票」を返送していただく必要はありません。

おって、昨年実施した労働組合基礎調査の集計結果については、次の URL で御覧いただけます。

平成 2 6 年 労 働 組 合 基 礎 調 査 集 計 結 果
<http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/joho/date/kisotyousa.html>

(別紙：労働組合基礎調査について)

1. 調査基準となる期日

平成 27 年 6 月 30 日現在

2. 調査票の種類

- (1) 労働組合基礎調査票（全ての組合にお送りしています）
- (2) 構成組合用紙（下部組織もしくは加盟労働組合がある組合にのみ送付しています）

3. パソコンを利用したインターネットでの回答方法のご案内等

労働組合の種類が 1 [単位組織組合] 及び種類が 2 [単一組織組合のうち単位扱組合] のみが、パソコンを使用してインターネット経由でご回答をいただくことも可能であり、該当する労働組合のみ同封しています

(注：スマートフォンには対応しておりません。)

① I D 等通知状、② オンライン調査案内状 及び ③ 利用ガイド

4. 調査票記入方法等

調査票 名称	(1) 労働組合基礎調査票	(2) 構成組合用紙 (※下部組織もしくは加盟労働組合がある組合にのみ送付しています)
記入 方法	別添「平成 27 年労働組合基礎調査票記入要領」を参考にしてください。	貴組合の下部組織若しくは加盟労働組合について記入してください。
返送いた だくもの	調査票の右下に記載のある「厚生労働省提出用」, 「控 A」, 「控 B」 (「控 C」は、貴組合の控えとしてください)	

(パソコンを利用される場合には、利用ガイドを参照ください。)

5. 調査票返送期日

平成 27 年 ○ 月 ○ 日までに、同封の返信用封筒にて送付ください。

切手を貼付する必要はありません。

また、パソコンを利用して回答された場合には、調査票の返送は不要です。

6. 解散または県外に転出した組合について

(略)

7. 問い合わせ及び調査票送付先

(略)

労働組合基礎調査におけるオンライン調査システムの利用について

労働組合基礎調査につきましては、平成 24 年調査よりオンライン回答を行うことができるようになりました。(組合種類 1 (単位組織組合) 及び種類 2 (単位抜組合) のみ利用することができます)

オンライン調査システムの概要は以下のとおりとなっております。

詳しくは、「オンライン調査システムのご案内」及び「労働組合基礎調査オンライン調査システム利用ガイド」をご参照ください。

オンライン調査システムとは

紙で提出いただいている調査票を、インターネット回線を利用することにより提出できるシステムです。

オンライン調査システムを利用した場合

- ・紙の調査票への転記や送付作業がなくなります。
- ・調査票を入力途中で一旦保存し、後日続きを入力・送信することができます。
- ・オンラインの〆切日までは、御提出済みの調査票を修正し再送信することができます。
- ・システムにある簡易チェック機能により御記入を防ぎます。

オンライン調査システム利用に当たっての必要条件

- ・インターネットによる回答には、以下の環境が必要です。

パソコン環境	OS (オペレーション・システム)	ブラウザ	PDF 利用ソフト
利用可能環境	Windows 7 Windows Vista Windows XP Windows2000 SP4 MacOS X v10.5 MacOS X v10.4	InternetExplorer 8 InternetExplorer 7 InternetExplorer 6 Safari 3 Safari 2 Firefox 3(MacOS を除く)	Adobe Reader 7.0.9 以上

平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

平成 27 年 12 月 22 日
閣 議 決 定

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成 27 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、雇用対策部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(24) 労使関係総合調査事業

労使関係総合調査事業のうち、労働組合基礎調査については、都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、インターネットによるオンライン調査の更なる活用を進めるため、オンライン回答率が高い都道府県における取組事例について、都道府県に平成 27 年度中に通知する。